



世界かんがい施設遺産
World Heritage Irrigation Structures in Japan

寺谷用水だより

No.31

写真：寺谷用水旧取入口址 【令和8年4月撮影】
(磐田市寺谷)

News from TERADANI YOUSUI



目次

- P2 : 理事長 あいさつ
広報大賞受賞、役員補欠選挙の結果について
- P3 : 令和6年度会計決算・令和8年度会計予算
- P4-5 : 事業係より
令和7年度事業報告・令和8年度事業予定
通水のお知らせ・感謝米活動について
- P6-7 : 総務係より
加入金・賦課金・決済金について
- P8 : トピックス



世界かんがい施設遺産
World Heritage Irrigation Structures in Japan

令和四年十月六日登録

本年度も4月21日から通水を開始しました。

今後における課題は、異常気象による高温と渇水対策でございます。昨年は、梅雨が短く、しかも高温・渇水の状況ではありましたが、水利組合の役員を中心に、交互通水を実施し、この難局を乗り切ることができました。今夏の長期予報では例年を上回る高温が懸念されますので、組合員の皆様には常に節水を心がけるようお願いいたします。

しかしながら、今日の農業において、最大の課題は農業を取り巻く環境の変化であるといえます。その一つは農業従事者の高齢化であり、加えて、後継者や担い手の不足であります。2025農林業センサス調べでは農業従事者の平均年齢は67.7歳であり、65歳以上が全体の約7割を占めているようです。さらに、農林水産省調べ（2020）では、約7割が後継者未定と回答しています。

このような実態のなかで、国は、令和6年に食料・農業・農村基本法を改正、令和7年には土地改良法を改正しました。持続可能な農業基盤づくりを推進する観点から、用水路に係る基幹施設から末端施設までの保全と管理を一体化した計画（^{みどり}水土里ビジョン）を令和11年度までに策定し、早期の実施を求めるものです。

本土地改良区は、今年の4月から磐田市、県（中遠農林事務所）との三者で^{みどり}水土里ビジョンの具体的な検討に入りました。

今後、計画策定の段階に応じ水利組合とは、これからの管理保全について十分な対話をする必要不可欠となります。それとともに、20～30年先を見通した農地整備についても組合員の皆様と対話していただくことも、ビジョンの重要な柱であると考えています。

もう一点ご報告があります。

去る3月の総代会において、国営かんがい排水事業「天竜川下流二期地区」の令和9年度からの事業着工要望が議決されました。この事業は用水路や水利施設等の老朽化・耐震化等に対応するもので、整備後は、農業用水の安定供給と施設の維持管理の効率化が図られ、これからの農業生産性向上に大いに期待できるものです。

寺谷用水は、令和4年に世界かんがい施設遺産に登録された歴史と誇りある用水です。この用水を未来に引き継ぎ、新たな農業を創る「^{みどり}水土里ビジョン」と天竜川下流二期地区の事業推進につきましては、本土地改良区としても全力で取り組む覚悟です。

組合員の皆様をはじめ関係各位への御支援と御協力をお願いし、御挨拶いたします。

農業農村整備事業「広報大賞」受賞

令和8年2月17日、*磐田市寺谷用水地域活性化協議会が農業農村整備事業広報大賞（主催：全国農村振興技術連盟）を受賞しました。

広報大賞は、農業農村整備事業に関する広報活動において、特に優れた取り組みを行った団体に贈られるものです。

当協議会がこれまでに取り組んできたパンフレットやマンガの作成、親子バスツアーなどの活動実績が高く評価されたものです。

*磐田市寺谷用水地域活性化協議会は、磐田市、静岡県、当土地改良区の3者で構成されています。寺谷用水の認知度向上と交流人口の増加を目的として活動しています。



▲写真は磐田市長表敬訪問の様子

役員補欠選挙の結果について

令和8年3月11日に執行した選挙の結果、磐田市富士見町の杉本祐子氏が理事に就任しました。



令和6年度 一般会計決算

収 入 (単位:円)		
款	科 目	金 額
1	土 地 改 良 事 業 収 入	254,407,681
2	附 帯 事 業 収 入	2,113,327
3	基 本 財 産 運 用 収 入	49,122
4	特 定 資 産 運 用 収 入	2,288,671
5	補 助 金 等 収 入	0
6	交 付 金 収 入	0
7	雑 収 入	251,390
8	借 入 金 収 入	9,600,000
9	基 本 財 産 取 崩 収 入	22,503,600
10	特 定 資 産 取 崩 収 入	24,515,847
11	固 定 資 産 売 却 収 入	0
12	繰 越 金	15,531,668
	合 計	331,261,306

支 出 (単位:円)		
款	科 目	金 額
1	土 地 改 良 事 業 費 支 出	24,449,885
2	附 帯 事 業 費 支 出	1,474,603
3	一 般 管 理 費 支 出	57,753,896
4	土 地 改 良 事 業 負 担 金 支 出	24,944,480
5	借 入 金 返 済 支 出	144,764,392
6	支 払 利 息	18,474,646
7	固 定 資 産 取 得 支 出	22,500,000
8	基 本 財 産 積 立 支 出	8,013,142
9	特 定 資 産 積 立 支 出	14,288,767
10	雑 支 出	0
11	繰 越 金	14,597,495
12	予 備 費	0
	合 計	331,261,306

令和6年度 財務状況（貸借対照表）

(単位:円)		
資産の部	科 目	金 額
	流動資産（現金等）	15,698,391
	固定資産	
	基本財産	37,781,926
	転用決済金積立資産	661,728,438
	職員退職給付引当積立資産	29,192,624
	造林事業積立資産	749,117
	所有土地改良施設	3,734,502,971
	土地改良施設用地等	128,008
	受託土地改良施設使用収益権	2
	その他固定資産	143,477,251
	合 計	4,623,258,728

(単位:円)		
負債の部	科 目	金 額
	流動負債（短期借入金等）	138,256,424
	固定負債	
	公庫資金等長期借入金	764,462,070
	その他の長期借入金	123,708,587
	職員退職給付引当金	31,203,942
	役員退任慰労引当金	317,916
	合 計	1,057,948,939
正味財産	指定正味財産	3,025,707,537
	一般正味財産	539,602,252
	合 計	3,565,309,789
	負債及び正味財産合計	4,623,258,728

※令和6年度会計は令和7年10月7日開催の臨時総代会において承認されました。
令和7年度会計決算は10月開催の総代会に諮る予定ですので、次回の「寺谷用水だより」に掲載いたします。

令和8年度 一般会計予算

収 入 (単位:円)		
款	科 目	金 額
1	土 地 改 良 事 業 収 入	250,130,000
2	附 帯 事 業 収 入	250,000
3	基 本 財 産 運 用 収 入	3,030,000
4	特 定 資 産 運 用 収 入	36,260,000
5	補 助 金 等 収 入	220,000
6	交 付 金 収 入	10,000
7	雑 収 入	300,000
8	借 入 金 収 入	42,520,000
9	基 本 財 産 取 崩 収 入	10,000
10	特 定 資 産 取 崩 収 入	53,100,000
11	固 定 資 産 売 却 収 入	10,000
12	繰 越 金	11,000,000
	合 計	396,840,000

支 出 (単位:円)		
款	科 目	金 額
1	土 地 改 良 事 業 費 支 出	28,130,000
2	附 帯 事 業 費 支 出	1,400,000
3	一 般 管 理 費 支 出	98,160,000
4	土 地 改 良 事 業 負 担 金 支 出	67,570,000
5	借 入 金 返 済 支 出	125,110,000
6	支 払 利 息	13,980,000
7	固 定 資 産 取 得 支 出	720,000
8	基 本 財 産 積 立 支 出	10,130,000
9	特 定 資 産 積 立 支 出	45,980,000
10	雑 支 出	100,000
11	繰 越 金	4,500,000
12	予 備 費	1,060,000
	合 計	396,840,000

事業係より

国営かんがい排水事業「天竜川下流二期地区」について

寺谷用水を含む天竜川下流地区の国営造成施設は、昭和42～59年度に整備され事業完了後約40年が経過していることから老朽化が進行しています。また、大規模地震等への災害対策も必要だと考えられたため、現在事業着工に向けた「全体実施設計」を行っており、令和9年度から令和27年度(予定)まで約19年かけて老朽化した施設の改修と耐震化を目的とした国営かんがい排水事業「天竜川下流二期地区」による整備を実施する予定です。寺谷用水を、より良いものにして将来に引き継ぐために必要な事業ですので、組合員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

※将来にわたり農業用施設や農地を守るための事業を行いますので、土地改良区の受益地において農地以外への転用を検討されている方は、個別にご相談ください。

令和7年度事業報告

県営農業水路等長寿命化・防災減災事業「寺谷水管理システム地区」

※R7 年度事業完了

工事の種類	事業内容
水管理システム更新	水管理施設 TM/TC 親局及び子局装置等の更新

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業「天竜川下流寺谷1期地区」

工事の種類	事業内容
電気設備・電動機の更新	前野揚水機場電気設備更新及び実施設計委託

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業「船明3期地区」

工事の種類	事業内容
水管理システム・鋼製階段更新	船明管理所水管理システム及び鋼製階段更新に係る実施設計委託

基幹農業水利施設緊急突発事故復旧事業「寺谷用水地区」(県単独事業)

※R7 年度事業完了

工事の種類	事業内容
漏水した農業用水管の復旧	尼ヶ崎南パイプライン地区Φ600 mm FRPM 管(万正寺地内)及び宮之一色パイプライン地区Φ600 mm DIP 管(上万能地内)の本復旧工事



尼ヶ崎南パイプライン地区 施工状況



宮之一色パイプライン地区 施工状況

令和8年度事業計画

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業「天竜川下流寺谷1期地区」

※R9 年度事業完了予定

工事の種類	事業内容
電気設備・電動機の更新	前野揚水機場及び仿僧西揚水機場の電気設備更新

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業「船明3期地区」

※R10 年度事業完了予定

工事の種類	事業内容
水管理システム・鋼製階段更新	船明管理所水管理システム及び鋼製階段更新

【令和8年度通水情報】

通水開始: 4月21日

通水終了: 9月30日(予定)

災害時には通水を緊急停止することがあります!

地震や台風などの災害時は通水を緊急停止することがあります。

施設の安全確認を行い通水を再開しますので、時間がかかる場合があります。

※災害後、用水路内に飛来物等を見つけた方はご連絡ください。

寺谷用水を大切に使いましょう

寺谷用水は限りある地域の水です。下流地区で耕作している方々のことも考えて必要以上の取水は控え、田んぼからの無効放流をやめましょう。水門や堰板を適切に管理するよう心がけてください。また、ゴミを捨てている人を見たらご連絡ください。

施設を破損させる原因となり、大事故になる恐れがあります。



ゴミ取りの様子

用水路は危険です!

- ・用水路付近では子どもを遊ばせないようにしましょう。
- ・用水路は流れが速く深いので非常に危険です。
- ・魚釣りなどでフェンスの中に入らないでください。
- ・交通事故などでフェンスをこわしてしまった場合は至急ご連絡ください。
- また、見かけた方はご一報ください。

あぶない!!



ここで、あそばない!

ポンプ停止について (お願い)

パイプライン組合の運営には多額の電力料が必要になります。そこで、組合によっては【雨天】【夜間】【週末】など、一時的にポンプを停止することで電力料の削減を図っておりますので、ご協力をお願い致します。

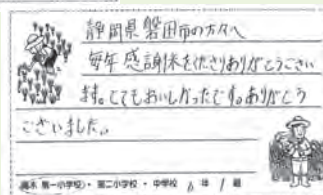
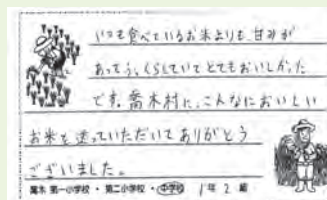
※ポンプを停止する時間帯は組合毎に異なりますのでパイプライン組合広報誌や回覧をご確認下さい。

水の垂れ流しは「お金(電気)と水の無駄使い」です。給水栓の徹底管理をお願いします。

天竜川の恵みに感謝 (感謝米活動)



▲前列左から2番目 市瀬直史 喬木村村長(当時)
同3番目 当土地改良区 伊藤英明理事長



喬木村の小中学生より お礼の手紙

令和7年度 感謝米贈呈実績 (1俵=60kg)

寺谷用水	磐田用水	合計
29.0俵	27.0俵	56.0俵

平成24年度から磐田用水東部土地改良区と合同で取り組む『感謝米』活動は、天竜川の恵みを受ける私たちが、水源地を守る上流地域の方々へ感謝の思いを込めて組合員から提供いただいた新米を毎年寄贈している活動です。令和7年度は、長野県駒ヶ根市・喬木村・塩尻市、森林組合(天竜・水窪・佐久間・春野・龍山)等を経て福祉施設や学校の給食として使われました。

また、令和7年11月16日(日)に磐田市の友好都市である、長野県喬木村の市瀬直史村長が当土地改良区事務所へご来所されました。

毎年、感謝米を寄贈している感謝の気持ちとして喬木村の名産品「阿島傘」をいただきました。

今後も天竜川上流部へ感謝の思いを届け、良好な関係を築いてまいります。

総務係より

①加入金とは

加入金は、土地改良法第36条第4項の規程に基づき、納入いただくものです。*令和8年4月1日新設
この制度は、下の図①のように水田に囲まれた畑（受益地でない農地）を水田化することで、不整形な圃場を整形化できます。これにより、大型農家が受け入れやすくなり耕作放棄地の増加を未然に防ぐなど、地域の課題解決に寄与することが目的で新設されました。

加入金（受益地加入手続き）について	
令和8年度単価	33円／㎡ * 総代会議決による
加入申請手続き	・ 申請者は土地所有者に限る ・ 受益地に加入できる農地は、水利計算上問題がない土地に限ります。
受益地加入した場合	・ 寺谷用水土地改良区賦課金を毎年納入いただきます。 詳しくは「②賦課金とは」を参照 ・ 受益地から脱退する場合は、決済金の納入が必要です。 詳しくは「③決済金とは」を参照

①受益地（集団農地）の中に「畑（受益地外）」があるね。
あの農地（畑）を田んぼにできれば、大きな水田になって耕作しやすくなり
そうだね。（受益地に加入するためには手続きが必要です。）
【詳しくは①「加入金とは」をご覧ください】



ダム

川

幹線用水路

③住宅地の中に小さな農地（受益地）があるね。
その農地（受益地）を除外して駐車場や宅地等
にするためには、手続きが必要なんだよ。
【詳しくは③「決済金とは」をご覧ください】



ポンプ場

給水栓

支線用水路

②ダムからお水が用水路に流れて水田まで届けことが
できているね。ダムや用水路などを直すために賦課金が必要
なんだ。（必要な経費が受益地の組合員へ賦課されます。）
【詳しくは②「賦課金とは」をご覧ください】



②賦課金とは

賦課金は、土地改良区が農業用施設を維持管理するための費用と、施設の改修工事等の経費などに充てられるものです。土地改良法第36条第1項の規程に基づき、**当土地改良区受益地であれば耕作の有無に関わらず対象**となります。水道料金のように使用量に応じて支払う代金ではありません。

現況が田以外の状況（転作含）でも脱退手続きをされない限り対象となります。

賦課金が未納になっている受益地を相続や売買等で取得した場合、新組合員に納入義務が生じます。（土地改良法第42条第1項に基づく権利義務の承継）

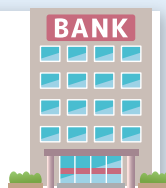
寺谷用水土地改良区賦課金について	
令和8年度単価	3,300 円／10 a (3.3 円／㎡) ※ 総代会議決による
納入時期	令和8年11月1日～11月30日（口座振替の方は末日引落） ※ 徴収期日の最終日が土曜日、日曜日にあたるときは翌日となります。

取扱金融機関

賦課金の納入は口座振替をご利用ください

- ・遠州中央農業協同組合
- ・静岡銀行
- ・浜松磐田信用金庫
- ・ゆうちょ銀行

約9割の方にご利用いただいています。簡単な手続きですのでお気軽にお問い合わせください



③決済金とは

決済金は、土地改良法第43条第2項の規程に基づき、受益地を農地転用等（下記の事例を参考）する場合に納付が必要です。

施設の維持管理にかかる費用は、農地が減少しても大きく変わりません。**残された土地（組合員）にかかる負担が増えてしまわないよう農地転用等の際、納めていただくものです。**

決済金（脱退手続き）について	
令和8年度単価	田 350 円／㎡（畑かん地区の畑は田の3分の1） 事務手数料 1,000 円／1 件 ※ 総代会議決による
事例 手続きが必要となる場合	・農地転用し、宅地等として使用 ・利用目的を変更し、畑（温室含）として使用 ・磐田市役所等に寄付する場合 ・公共事業等により用地買収される場合 * 買収の場合誰が（地権者もしくは事業主）決済金を納めるのかはっきりさせ、後日トラブルにならないようにしてください。

こんな時は届出が必要です・・・

土地改良法第44条などにより、組合員の名前等に変更があった場合は登記手続きに加え、当土地改良区への届出が必要です。（下記の事例を参考）ご不明な点があればお問い合わせください。

事例 手続きが必要となる場合	・組合員ご本人がお亡くなりになった場合 ・住所や氏名に変更があった場合 ・農業者年金による経営移譲の手続きを行った場合など
-------------------	---



よくある質問はHPに掲載されていますので、ご覧ください。

賦課金・決済金について

水源涵養林視察研修会

令和7年10月22日、当土地改良区が令和5年に取得した浜松市天竜区佐久間町水源涵養林（約60ha）の視察研修会を実施しました。

当日はあいにくの天気でしたが、現地で立木の成育状況などを確認することができました。

現地研修後には、佐久間森林組合を訪し、当該地について詳細な説明を受けました。

*当土地改良区は上記の山林に加え水窪町（約40ha）でも水源涵養林育成事業を行っています。



トピックス

～各種視察研修会の受入れを行っています～

当土地改良区は、地元の小・中・高校生や大学生、各種団体などを対象に視察研修会を行っています。

視察研修会では、寺谷用水の概要や歴史・用水施設見学・各種システムの紹介・世界かんがい施設遺産認定に至った経緯など、ご要望に合わせた説明をしています。

今後も、寺谷用水の価値について多くの方に認知していただければ幸いです。

見学希望者はホームページから視察受入申請書をダウンロードして当土地改良区宛に送付してください。



表彰関係



去る令和8年3月23日に開催された静岡県土地改良事業団体連合会第69回通常総会において、鈴木隆史（職員）の土地改良事業に対する永年の努力が認められ功労者として表彰されました。

お知らせ

パンフレットやマンガなどの冊子がホームページに掲載されていますので、是非ご覧ください。



寺谷用水土地改良区
パンフレット



世界かんがい施設遺産
パンフレット



マンガ



【発行】寺谷用水土地改良区

〒438-0804 静岡県磐田市加茂1番地
TEL.0538-32-4655
FAX.0538-36-0609
E-mail teradani@axel.ocn.ne.jp
H P <https://www.teradani.com>



寺谷用水土地改良区の
HPに掲載されている
「マンガでわかる寺谷用水」に
登場するキャラクターです

